

経済産業大臣

茂木敏充様

要請書

- 1 原子力政策
- 2 原子力発電所立地地域の振興
- 3 強靱な国土形成政策の促進

平成25年1月

福井県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国においては、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなる中、大都市圏中心の国土政策から、地方に軸足を置き、地方に活力を呼び込む政策を実施することにより、災害に強い国土づくりと日本全体の活力を高めていくことが必要です。

また、国のエネルギー政策に貢献し、日本経済を支えてきた本県の原子力発電所立地地域の活力を、国の責任において維持することが必要です。

本県には、豊かな自然、文化、伝統、人と人との絆やつながりなど、かけがえのない魅力があり、幸福度の高い県として評価を受けています。こうした本県の力を最大限に発揮し、県民が希望を持てるふるさとづくりを推進することが、国力の増強になるものと考えます。

次に掲げた事項は、いずれも、国土の強靱化と地方の活力の増進に必要な不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年1月

福井県知事 西川 一誠

原子力政策

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項であり、国は、原子力発電の意義を確認し、現実を直視して長期的なエネルギーバランスを検討する必要がある。

また、立地地域住民の安全・安心を確保するため、国は、十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策および防災体制を一層充実強化する必要がある。

このため、以下の事項の実現について要望する。

1 国のエネルギー政策の見直し

- (1) 2030年代の原発ゼロを目標とした「革新的エネルギー・環境戦略」を抜本的に見直し、日本のエネルギー政策の明確な方向性を示すこと。

2 原発再稼働等に係る国の方針の明確化

- (1) 原発の再稼働、核燃料サイクル政策の方向性、使用済み核燃料の中間貯蔵・最終処分等の課題については、原子力規制委員会が行う技術的な観点からの判断だけでなく、国の責任において早期に方針を示すこと。

- (2) 古い原発の廃炉や安全性を徹底的に高めた新たな原発への切替え（リプレース）について、国としての明確な戦略を示すこと。

特に、日本原電敦賀3・4号機については、平成16年3月の設置許可申請以来、9年近く経過した現在も安全審査が継続している事態となっており、国として、迅速に結論を出すよう努めること。

3 「もんじゅ」の位置付けと安全確保対策の強化

- (1) 「もんじゅ」については、資源が乏しい我が国の将来を見据え、ウランの有効活用を図る高速増殖炉研究開発の中核施設という本来の趣旨・目的をぶれることなく追求することが重要であり、新たな安全基準への対応や耐震安全性の確保等に万全を期し、国民に対し早期にその成果を示すこと。
- (2) 様々な事故やトラブルが発生し、そのたびに性能試験の工程が変更された事実を踏まえ、「もんじゅ」の研究体制、機器設備の健全性等の問題を早急に検証し、責任をもった組織とし、人材を福井に集め、安全性を高めるためにも体制を強化すること。

4 原子力防災対策の充実

- (1) 実効性ある防災対策を行うため、国は、原子力災害対策指針において、具体的な避難の判断基準等を早急に示すとともに、広域避難等に係る諸課題については、国が主体的に責任をもって方針を示すこと。

5 活断層の挙動等に係る調査研究の推進と国内観測網の整備

- (1) 活断層の存在とその挙動は、原子力発電所のみならず交通、産業など様々な重要インフラ施設の安全性に関わる重要課題であり、その活動規模、発生確率、施設への影響等を個々に予測・評価するための調査研究を推進すること。
- (2) 原子力発電所等の重要施設周辺の活断層において、地殻、電流、地磁気等の変化を常時監視する新たな国内観測網を整備すること。

6 原子力災害制圧道路の早期整備

- (1) 原子力発電所周辺の原子力災害制圧道路について、国による特別な財政支援措置を継続して、早期整備を図ること。

原子力発電所立地地域の振興

原子力発電所の運転停止により、プラントの定期検査作業がない現在、関連する建設業や宿泊業、小売業など、嶺南地域の事業所数の約2割（1,600事業所）の売上げに影響し、地域における消費の縮小や雇用悪化などを招いている。

国のエネルギー政策の方向性が不透明な中、特に原子力発電所の関連事業所では、今後の売上の見通しが立たず、極めて不安定な状況であり、地域経済への対策が急務である。

これまで国策としての原子力政策に協力してきた立地地域における経済雇用については、国の責務として、エネルギー政策のあり方に影響されない体質に転換することが必要である。

このため、以下の事項の実現について要望する。

1 新たな産業の創出

原子力発電所立地地域の地域経済が自立的に発展できるよう、立地地域において、原子力関連産業以外の新たな基幹産業を創出し、産業構造の転換を図ることが必要である。

○企業立地の促進

- (1) 自治体による新たな産業団地の用地取得・造成・管理に要する経費への財政支援や借入金への利子補給など、自治体に実質的な負担なく産業団地整備を可能とする財政支援措置を講じること。
- (2) 企業誘致に対する財政支援および法人税の優遇措置を講じること。
- (3) 誘致企業に対する電気料金割引制度（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金（F補助金））を拡充すること。

○新たな1次産業の展開

- (1) 嶺南地域一帯を大型園芸施設による周年栽培を行うモデル地域として定め、施設整備を重点支援するなど、園芸生産振興に対する財政支援を行うこと。
- (2) 若狭フグの養殖施設の整備など生産基盤を強化するとともに、水産加工施設の整備促進等により、水産業の体質強化への支援を行うこと。

2 舞鶴若狭自動車道の無料化等

- (1) 舞鶴若狭自動車道は、本県の全ての原発に近接しており、万一の災害時には広域的な避難道路として、大きな機能を有している。
地域の安全確保や、観光誘客の拡大、企業の新規立地の促進や物流の拡大のため、舞鶴若狭自動車道の無料化または嶺南地域内の料金定額化について支援すること。

3 雇用対策

- (1) 嶺南地域では雇用環境の悪化が顕著となっていることから、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加交付と事業期間の延長を行うとともに、離職者を継続的に雇用できる新たな雇用基金事業を創設すること。
- (2) 雇用調整助成金および中小企業緊急雇用安定助成金の助成率、支給要件等を拡充すること。

4 中小企業の資金繰り対策

- (1) 建設業、小売業や宿泊業など地元の中小企業者の売上げ減少により、県のセーフティネット資金の需要増加が見込まれることから、「東日本大震災復興緊急保証制度」に準じて、一般保証制度、セーフティネット保証制度に加え、さらに別枠の保証制度を設けること。

5 自治体が独自に行う経済雇用対策に対する財政支援

- (1) 立地地域において、自治体が独自に行う中小企業への資金繰り支援や雇用確保、消費対策などの経済雇用対策に対し、財源措置を行うこと。

強靱な国土形成政策の促進

これまでの我が国における経済の効率性のみを重視した太平洋側への重点投資は、人口と企業の過度の集中を招き、地域格差と国土構造の脆弱性をもたらした。

今後は、こうした構造を是正し、災害に強い国土づくりの観点から、太平洋側と日本海側が相互に支え合う仕組みを実現しなければならない。

国策として、人口や企業の地方分散を進め、日本海側における新たな国土軸を形成するとともに、日本海側と太平洋側の双方の国土軸をつなげるための交通網を早期に整備することが必要である。

また、物流ネットワークやエネルギー供給体制についても、日本海側において新たな拠点を整備し、国土全体として災害リスクに備える体制を構築することが必要である。

このように、強靱な国土形成のためには、「日本海側国土軸の形成」と「日本海側と太平洋側の環状ネットワークの構築」が必要であり、国においては、次の事項を早期に実現するよう要望する。

1 北陸新幹線の早期完成

- (1) 敦賀までの完成・開業が1年でも早く実現するよう、平成25年度政府予算において北陸新幹線への事業費を重点配分し、建設を促進すること。
- (2) 大阪までのフル規格による全線整備を実現すること。
- (3) 将来のリニア中央新幹線の開業による経済効果の発現を強めるため、北陸・中京圏間の接続向上を図ること。

2 高規格幹線道路の早期開通

- (1) 中部縦貫自動車道の早期開通
県内唯一の未事業化区間である大野・大野東間（5 km）について、平成25年度新規事業箇所として採択すること。

(2) 舞鶴若狭自動車道の早期全線開通

平成26年夏までに全線開通を図るとともに、原発立地地域を横断する高規格幹線道路として、全線開通後の4車線化を早急に検討すること。

3 LNG受入基地等の整備

- (1) 近畿圏や中京圏に近接する本県において、LNG受入基地等の整備を推進し、土地造成など基盤整備に係る財政支援を行うこと。
- (2) 日本海側のガスパイプライン網の整備を促進すること。

4 敦賀港の機能強化

- (1) 鞠山南国際ターミナルの港湾機能の強化に必要な岸壁等の整備を行うこと。
- (2) 敦賀港の静穏度確保のため、鞠山防波堤の早期完成を図ること。

5 企業の地方分散の促進

- (1) 地方に新規立地や増設を進めるための企業誘致に対し、財政支援措置および税制上の優遇措置を創設すること。